

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
を制定することについて

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定する。
よって、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 20 日提出

開成町長 山 神 裕

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の報酬の金額を引き上げたいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。

開成町条例第 号

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年開成町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表（第 2 条関係）				別表（第 2 条関係）			
職名			報酬額	職名			報酬額
1 ～ 5	(略)	(略)	(略)	1 ～ 5	(略)	(略)	(略)
6	選挙長		選挙 1 回につき <u>24,400 円</u>	6	選挙長		選挙 1 回につき <u>21,600 円</u>
7	選挙立会人		選挙 1 回につき <u>10,100 円</u>	7	選挙立会人		選挙 1 回につき <u>8,900 円</u>
8	投票管理者	投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者	日額 <u>14,500 円</u> 日額 <u>12,800 円</u>	8	投票管理者	投票所の投票管理者 期日前投票所の投票管理者	日額 <u>12,800 円</u> 日額 <u>11,300 円</u>
9	投票立会人	投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立会人	日額 <u>12,400 円</u> 日額 <u>10,900 円</u>	9	投票立会人	投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立会人	日額 <u>10,900 円</u> 日額 <u>9,600 円</u>
10	開票管理者		選挙 1 回につき <u>12,200 円</u>	10	開票管理者		選挙 1 回につき <u>10,800 円</u>
11	開票立会人		選挙 1 回につき <u>10,100 円</u>	11	開票立会人		選挙 1 回につき <u>8,900 円</u>
12～46	(略)	(略)	(略)	12～46	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。